



地球市民交流会 定款

第1章 総則

第1条（名称）

本法人は、地球市民交流会と称する。

英文ではGlobal Community Interactionと表示し、通称をGCIとする。

第2条（事務所）

本法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

その他、従たる事務所を必要に応じ全国どこでも置くことができる。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

本法人は、人権・平和などの課題解決のため、地球市民として日々の生活の中で考え、身近なことから取り組んでいく地球市民活動を通し、人種、国籍、思想、歴史、文化の違いをのりこえ、誰もが人として尊重される共生社会の実現を目的とする。

第4条（特定非営利活動の種類）

本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (20) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動



地球市民交流会 定款

第5条（事業）

本法人は、第3条の目的を達成するために、通訳 NGO として次の特定非営利活動事業を行う。

- (1) 派遣通訳(通称;TIP)
- (2) 災害通訳士の活動推進及び災害時支援機関連携
- (3) 地球市民講座 21
- (4) 日本語の時間(通称;JLAP)
- (5) 多言語法テラス（多言語相談含む）
- (6) 各種の相談・カウンセリング
- (7) 地球市民ネットワーク構築支援
- (8) 外国人ボランティア推進及び地域参画支援
- (9) DV・性被害根絶支援
- (10) 登録支援機関事業
- (11) 職業紹介事業
- (12) キャリア開発コーチ及び人材育成・活用
- (13) 子ボラプロジェクト啓発及び各種子ども支援
- (14) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第6条（種別）

本法人の会員は、本法人の目的・趣旨に賛同し入会した支援者、または、本法人による支援等を希望し入会した者とする。会員の内、本法人の運営参画を理事会に申請し総会議決権を得られた者を総会員とし、これをもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

2 会員制度の詳細は別に定める。

第7条（入退会）

入会条件は、目的・趣旨に賛同した者とする。

- 2 入会は別に定めた方法により申し込む。
- 3 理事会は、入会申込があった時、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。また、入会を認めない時は、理由と共に本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 会員は、別に定める会費等を納入しなければならない。但し、経済的困窮等の事情のある者には別に免除制度を設けることもできる。
- 5 会員は、別に定める方法により任意に退会することができる。
- 6 会員が、次の各号の一に該当する場合には、別に定める方法により、除名できる。
 - (1) 本定款に違反したとき。
 - (2) 本法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- 7 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。



第8条（抛出金品等の不返還）

既納の抛出金品等は、返還しない。

第4章 役員

第9条（種別・定数）

本法人は次の役員等を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
 - (3) その他の役職 必要により任意に置くことができ、詳細は別に定める。
- 2 理事のうち、1人以上を代表とする。

第10条（選任）

役員等は、理事会で選任する。但し、監事は、総会で選任する。

第11条（職務）

代表は、本法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 理事は、理事会の決議にしたがって、業務を決定・執行する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- 4 その他の役員等の職務に関する詳細は別に定める。

第12条（任期等）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第13条（欠員補充）

理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第14条（解任）

第1項 役員が次の各号の一に該当する場合には、監事は総会の決議により、監事を除く役員は理事会の決議により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。



地球市民交流会 定款

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第2項 前項の規定により、役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第15条（報酬等）

第1項 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

第2項 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第3項 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

第16条（職員等）

本法人に、職員等を置くこともできる。詳細は別に定める。

第5章 総会

第17条（種別）

本法人の総会は、年度総会及び緊急総会の2種とする。

第18条（構成）

総会は、総会員をもって構成する。

第19条（権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) その他の特定非営利活動促進法または運営上で必要な事項

第20条（開催）

年度総会は、年度毎に1回開催する。

2 緊急総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の決議をしたとき。
- (2) 総会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載し招集請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第21条（招集）

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事会が招集する。

- 2 理事会は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に緊急総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法で、少なくとも5日前までに発信しなければならない。



地球市民交流会 定款

第 22 条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から選出する。

第 23 条（定足数）

総会は、総会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

第 24 条（議決）

総会における議決事項は、第 21 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、本定款に規定するもののほか、出席した総会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 25 条（表決権等）

各総会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない総会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法で表決し、または他の総会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した者は、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する総会員は、その議事の議決に加わることができない。

第 26 条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 総会員の総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が署名または記名・押印しなければならない。

第 6 章 理事会

第 27 条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第 28 条（権能）

理事会は、本定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に討議すべき事項
- (2) 総会決議の執行に関する事項



地球市民交流会 定款

(3) その他総会の議決を要しない本法人の運営に関する必要な事項

第 29 条（開催）

理事会は、理事のいずれかが必要と認め召集したとき開催する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示し、少なくとも 5 日前までに発信しなければならない。
- 3 理事会の議長は、出席者の中から選出する。

第 30 条（議決等）

理事会における議決事項は、予め通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面または電磁的方法で表決することができる。その場合は理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第 31 条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議決の結果

第 7 章 資産及び会計

第 32 条（資産の構成）

第 1 項 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費等
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入

第 33 条（資産の管理）

本法人の資産は、理事会が管理し、その方法は、別に定める。

第 34 条（会計の原則）

本法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。



地球市民交流会 定款

第 35 条（会計の区分）

本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

第 36 条（事業年度）

本法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

第 37 条（事業計画及び予算）

本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、選任された理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 当該年度中の事業計画及び収支予算の変更は、理事会の議決による。

3 その他、暫定予算、予備費、予算の追加・更正等については詳細を別に定める。

第 38 条（事業報告及び決算）

本法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに作成し、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 39 条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

第 40 条（定款の変更）

本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した総会員の過半数による議決を経て、且つ軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得る。

第 41 条（解散）

本法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 総会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により本法人が解散するときは、総会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得る。

第 42 条（残余財産の帰属）



地球市民交流会 定款

本法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、関連法と信義に沿い総会において議決した者に譲渡する。

第43条（合併）

本法人が合併しようとするときは、総会において過半数の承諾を経て、且つ所轄庁の認証を得る。

第9章 附則

第44条（公告の方法）

本法人の公告は、貸借対照表を含め掲示掲載媒体等で行う。

第45条（細則）

本定款は、本法人の成立の日から施行され、必要な細則及び設立当初等の重要事項に関しては、別紙とする。

2005年	4月	改訂
2007年	12月	改訂
2008年	12月	改訂
2010年	3月	改訂
2013年	1月	改訂
2019年	3月	改訂
2019年	9月	改訂
2019年	12月	改訂